

京都市告示第 130 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 5 年 9 月 30 日
付けで認可した日ノ岡第 1 南部町内会の代表者の変更の届出があったので、
同条第 10 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 22 年 6 月 15 日

京都市長職務代理者

京都市副市長 星川 茂一

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|-------|------|
| 北川 重夫 | 樹山 勇 |

2 代表者の住所

| 変更前 | 変更後 |
|---------------------------|----------------------------|
| 京都市山科区日ノ岡朝田 町 26 番地の 4 | 京都市山科区日ノ岡朝田 町 26 番地の 10 |

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)